

議会用語の解説（50音順）

※議会は、地方公共団体におかれる合議制の議決機関のことをいいます。議会が運営されていく上でさまざまな用語がありますが、その主なものを紹介します。

	用 語	解 説
あ 行	あん けん 案 件	処理や調査すべき事項や議題のことをいいます。
	いんかい 委員会	本会議とは別に、提出された議案などについて詳しく審査します。訓子府町議会では、総務文教・産業建設の二つの常任委員会と議会運営委員会が置かれています。
	いんかい ふたく 委員会付託	議案をより専門的・効率的に審査するため、それぞれ所管の委員会に審査を委託することをいいます。
	いんちん ちようほうこく 委員長報告	委員長が委員会での審査結果や調査経過などについて、本会議で報告することをいいます。
	いけんしよ 意見書	地方自治法に基づき、町では対応できない重要な事項について、議会としての考えや意思を意見としてまとめた文書のこと。各議員から提出された意見書案は、本会議で可決されたのち国や道などの関係機関へ提出します。
	いち ぎじ いち ぎだい げんそく 一議事一議題の原則	数件の議案が提出され、これを審議する場合に、1議案ごとに議題とし提出者の説明を求め、質疑、討論、採決が行われるべきであるとする原則のことをいいます。
	いちじ ふさいぎ げんそく 一事不再議の原則	一度議会で議決した議案等については、同じ趣旨のものは同一会期中に議題として取り上げないことをいいます。議会の審議能率を高めるために取り入れています。
	いちもんいっとう ほうしき 一問一答方式	一つの質問に対し、答弁し、次いで質問、答弁という形式で同一質問者と答弁者の間で問答を続けることをいいます。訓子府町議会では、一般質問に採用しています。
	いっかつ ぎだい 一括議題	数件の関連のあるものや簡素な事項などの議案の場合、議長が一括して議題として審議する方法のことをいいます。
	いっばんしつもん 一般質問	議員が議長の許可を得て、定例会の本会議で町長や教育委員会などの執行機関に対して、町の仕事の執行状況や将来の方針、計画、疑問点など幅広く質問することをいいます。訓子府町議会では、一般質問は一問一答方式を採用し、議員一人の質問時間は1時間（答弁含む）以内としています。
いっばんせんきよ 一般選挙	地方公共団体の議会の議員または当選人がすべてなくなったときに、議員定数全員について行う選挙のことをいいます。	
えん かい 延 会	記事日程に記載された議題の審議が、その日の本会議で終了できないとき、議題を残してその日の会議を終了することをいいます。	

用 語	解 説
か 行	開 会 議会を開いて、法的に活動できる状態にすることをいいます。
かい 会 期	議会が会議を行う期間（開会日から閉会日まで）のことをいいます。会期は、本会議開会後に議決により決定します。
かい 会 期 延 長	議案の審議が会期中に終わらない場合などは、一度決めた会期を議決によって延ばすことをいいます。
かい 会 期 不 継 続 の 原 則	会期中に議決されなかった議案などについては、会期が終わればすべて消滅し、次の会期には継続されない原則のことをいいます。ただし、例外として「継続審査」または「継続調査」があります。
かい 開 議	その日の本会議を開くことをいいます。開議は、議長が宣告します。会議を開くには、議員定数の半数以上の出席（訓子府町議会では5人以上）が必要です。
かい 会 議 時 間 の 延 長	会議時間内に議事日程が終わらない場合に、その日の会議時間を、決められた会議終了時刻まで延長することをいいます。
かい 会 議 録	会議が開かれた日時や出席者、議題、発言など会議の内容をすべて記録した公文書のことをいいます。訓子府町議会では、本会議のみの会議録を作成し、事務局で閲覧できるほか、議会ホームページにも公開しています。
かい 会 議 録 署 名 議 員	会議録に議長とともに署名する議員のことをいいます。地方自治法および訓子府町議会会議規則で署名議員を2人以上とし、さらに訓子府町議会運営基準で会期が2日以上の場合は4名指名すると定めています。
か 可 決 ・ 否 決	議決結果の一つで、その議案に対して議会が「可」として意思決定することを可決、「否」とすることを否決といます。
ぎ 議 案	議会の議決を得るために、議長に提出する案件のことをいいます。議案は、町長、議員のどちらからでも提出できますが、議員は予算の議案を提出することはできません。また、条例の制定について議案を提出する場合、訓子府町議会の場合は一人以上の賛成を得なければ提出はできません。
ぎ 議 員 定 数	議会を構成する議員の人数。地方自治法で、市町村条例により定数を定めることが規定されています。訓子府町議会では昭和46年から定数削減の議論が行われており、現在は、平成19年選挙時から適用している定数10となっています。（地方自治法では、市町村の人口規模による議員定数の法定上限数を定めていましたが、平成23年に改正され、上限数は廃止されました）
ぎ 議 員 派 遣	議案の審査などで実地の調査が必要となる場合、議会として議員を派遣することをいいます。緊急の場合を除いて議会の議決が必要となります。また委員会として委員を派遣する場合は、議決の必要はありませんが、議長の承認が必要となります。

<p>ぎかい うんえい いいんかい 議会運営委員会</p>	<p>円滑な議会の運営を行うため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整を図る場として設置している委員会のことをいいます。</p>
<p>ぎ けつ 議 決</p>	<p>議会で議案などに対する議員の賛否（可否）の意思表示による議会の意思決定のことをいいます。議会の基本的・中心的権限です。議案の内容により、次の意思決定の種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可決（否決）：予算、条例、契約、意見書、決議、その他 ・決定：議員の資格決定など ・認定（不認定）：決算 ・承認（不承認）：専決処分 ・同意（不同意）：人事案件 ・その他：許可、採択、不採択
<p>ぎじ きかん 議事機関</p>	<p>条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関のことをいいます。憲法において、地方公共団体には、議事機関として議会を設置すると定められています。</p>
<p>ぎじ にっぺい 議事日程</p>	<p>その日の会議（本会議）の件名、順序を記載したものをいいます。</p>
<p>ぎ せき 議 席</p>	<p>本会議場の各議員が座る席のことをいい、この席は指定されています。</p>
<p>ぎ だい 議 題</p>	<p>会議の対象となる案件のことで、議案、請願・陳情などがあります。</p>
<p>ぎちよう ふくぎちよう 議長・副議長</p>	<p>議員の中から、議員の選挙によって各1人選任されます。議長は、議会を代表し、議事の整理や議場の秩序を保つほか、議会の事務を処理するなどの権限があります。副議長は、議長が病気や出張などで不在のときなどに、議長の職務を代わりに行います。</p>
<p>きゆう かい 休 会</p>	<p>議案などの調査研究や委員会審査などのために、会期中に会議（本会議）の活動を休止することをいいます。訓子府町会議規則では「町の休日は休会とする」ことを定めています。</p>
<p>きゆう けい 休 憩</p>	<p>会議をその途中で一定時間中断することをいいます。</p>
<p>ぎようせいほうこく 行政報告</p>	<p>重要な事業の執行状況や閉会中の主な出来事について、執行機関側から議会に対し、口頭または文書で行うことをいいます。</p>
<p>きん きゆう しつもん 緊急質問</p>	<p>通常、議員が本会議場で発言するときは、あらかじめ議長に申し出ることになっていますが、災害や突発的な出来事などで、緊急な質問の必要がある場合に、議会の同意を得て行う質問のことをいいます。</p>
<p>けいぞく しんさ 継続審査</p>	<p>定例会（臨時会）中に提案された案件について、会期中に結論がでなかった場合は、次の定例会に引き継がれることはなく、審議未了や廃案となります。しかし案件によっては、その会期中に結論を出すことができない場合、また会期を延長してまで緊急性がないような場合もあるため、会期不継続の原則の例外として議会の議決により、閉会中や次の定例会でも引き続き審査することをいいます。</p>

けつぎ 決 議	法的効果をもつ議決とは異なり、議会の事実上の意思決定をいいます。
けっさん にんてい 決算の認定	町の施策がどのように展開され、予算執行が適切かつ効率的であったかについて、議会が町の決算を審査し、認定することを行います。訓子府町議会では、9月定例会に決算審査特別委員会を設置し、閉会中審査し、12月定例会で決算認定を行います。
けつぎいん 欠席議員	正規の手続きを経て開かれた議会の本会議または委員会に出席しない議員のことをいいます。
げん あん 原 案	提出権を有する者が、所定の手続きにより提出した議案のことをいいます。
こうじゆつにん 公述人	委員会で開催する公聴会で、賛否の意見を述べる者（町民や学識経験者など）のことをいいます。
こうちようかい 公聴会	重要な議案や請願、陳情などについて審査を行う委員会が、町民などから直接意見を聴き、審査の参考にするために開催する会議のことをいいます。
こ せん 互 選	議員相互の中から役職者などを選ぶことをいいます。議長や副議長、委員長・副委員長は議員間の互選により選ばれます。

用 語	解 説
さ 再 議	議会が行った議決または選挙に対し、異議があるなどの理由により、町長が議会に審議または選挙のやり直しを求めることをいいます。
採 決	議長が議案などについて、出席議員に賛成・反対の意思表示を求め、それを集計することをいいます。挙手や起立による採決や投票による採決、異議がないかを諮る簡易採決などがあります。
採 択 ・ 不採 択	提出された請願や陳情の内容に同意する議会の意思決定を採択、否認する決定を不採択といいます。
散 会	議事日程に記載されたことがすべて終了し、その日の会議（本会議）を閉じることをいいます。
参 考 人	委員会が議案や請願、陳情の審査や調査のために必要があると認めるときに、意見を聴くために出席を求める利害関係者や学識経験者などをいいます。
質 疑	いま議題となっている議案などの分からない点や詳しく知りたいことについて、提案者に聞くことをいいます。
質 問	議員が、町長をはじめ執行機関に対し、議題になっている議案とは関係なく町の行政全般について、現在の状況や今後についての考えなどを聴くことをいいます。
執 行 機 関	町の施策や事務を行う権限を持つ機関のことをいいます。訓子府町では、町長のほかに教育委員会・選挙管理委員会・監査委員があり、これに対して議会は議決機関といわれています。
出 席 議 員	本会議に出席した議員のことをいいます。
招 集	定例会や臨時会を開くために、町長が議員に日時場所を定めて集合するよう通知することをいいます。招集は町長のみが行うことができ、定例会は通常7日前、臨時会は3日前までに招集告示を行います。
上 程	本会議で議題として取り扱うことをいいます。
常 任 委 員 会	議会が町の事務に関する調査や議案などの審査を行うため、常に設置されている委員会のことをいいます。訓子府町議会では、総務文教と産業建設の二つの常任委員会を設置しています。議員は必ずいずれかの常任委員会に属しています。
条 例	町の法律ともいえるもので、地方公共団体は、法令に違反しない範囲で町の事務に関する条例を制定することができます。制定、改正・廃止は議会の議決が必要です。条例案の議会への提案権は、長・議員の双方が有しています。
条 例 定 数	町の条例で定めた議会を構成する議員の人数をいいます。訓子府町議会の条例定数は10人です。

<p>しょかん じむ ちょうさ 所管事務の調査</p>	<p>常任委員会は、その部門に属する当該地方公共団体の事務を調査する機能を有しており、議会運営委員会は、議会の運営に関する事項について調査するものです。この委員会固有の権限に基づく調査のことをいいます。</p>
<p>じよ せき 除斥</p>	<p>議会における審議を公正なものとするため、議題となった案件と一定の利害関係にある議員を、その審議に参加できないようにすることをいいます。</p>
<p>しん ぎ 審議</p>	<p>本会議において、議案などの案件について説明を聞き、質疑・討論をし、表決をするといった一連の過程のことをいいます。</p>
<p>しん さ 審査</p>	<p>委員会において、論議し、一応の結論を出す過程のことをいいます。</p>
<p>じんじ あんけん 人事案件</p>	<p>町長が、副町長や監査委員などを選任または任命するにあたり、議会の同意を得るために提出する人事同意議案をいいます。</p>
<p>せい がん 請願</p>	<p>議会に対し、町の仕事に関することや地域の身近な問題について文書で要望することをいいます。請願には必ずその請願内容の趣旨に賛同する紹介議員の署名が必要です。議員の紹介のないものを陳情といいます。</p>
<p>ぜんいん きょうぎかい 全員協議会</p>	<p>通常の会議とは異なり、議長の判断で問題になっている事項などについて共通理解を深めたり、意見の調整を行うために議員全員で協議する場のことをいいます。</p>
<p>ぜんかい いっち 全会一致</p>	<p>採決による議会や委員会の意思決定のとき、出席議員（委員）全員の意思が一致することをいいます。</p>
<p>せん ぎ 先議</p>	<p>通常、議案は閉会日に議決しますが、緊急を要するものについて会期の途中で議決することをいいます。</p>
<p>せんけつ しょぶぶん 専決処分</p>	<p>議会の議決または決定すべき問題のうち、急を要する問題などを、町長が議会に代わって意思決定することをいいます。町長が専決処分を行った場合は、直近に開かれる議会に報告し、承認を求めなければなりません。</p>

	用 語	解 説
た 行	ちん じょう 陳 情	議会に対し、町の仕事に関することや地域の身近な問題について、文書で意見や希望を述べることをいいます。形式は請願と同じですが、陳情の提出には紹介議員は必要ありません。
	ついか ぎあん 追加議案	議案は通常、開会日に提出、上程されますが、この後、会期中に追加して提出、上程される議案のことです。
	つうこく しょ 通告書	議員が議会の会議で発言したいときに、あらかじめ議長に発言の主旨などを告知させることをいいます。訓子府町議会では、定例会の一般質問の際に議員が事前に通告書を提出します。また、この通告書は、傍聴される方にもお配りしています。
	ていあん せつめい 提案説明	議案を審議するにあたり、本会議で提出者から提出の理由やその内容について説明を聞き、質疑に入ることを原則としています。町長提出の議案は町長が、議員提出の議案は当該議員が説明を行います。
	てい じく 定 刻	開議時刻、再開時刻で事前に定められた時刻をいいます。訓子府町議会の場合、本会議の会議時間は原則午前9時30分から午後4時までとなっています。また、午後からの開始および再開時間は原則午後1時からとなっています。
	ていそく ずう 定定数	会議を開くために最低限必要な出席議員数のことをいい、地方自治法により議員定数の半数以上となっています。訓子府町議会の定数は10人ですので、議長を含む5人以上の議員が出席しなければ本会議を開くことができません。
	ていれいかい 定例会	議会には、定例会と臨時会があり、定例会は、定期的に招集される議会のことをいいます。訓子府町議会では、3月、6月、9月、12月に開きます。町は、議会で審議する事項がない場合でも定例会は招集しなければなりません。
	どうい ぶどうい 同意・不同意	議決のうち、人事案件について可とすることが同意、否とすることが不同意です。
	どう ぎ 動 議	主に会議の進行または手続きに関し、議員から議会に対してまたは委員から委員会に対して行われる提議のことをいいます。 ・議題とすることを求める事柄について、案を備える必要のあるもの（文書）＝条例案、条例や予算の修正案、意見書案、決議案など ・案を備える必要がないもの（口頭）＝緊急質問、委員会付託省略、質疑・討論の終結、日程変更、日程追加、休憩など
	とう べん 答 弁	本会議や委員会などで、議員や委員の質問・質疑に対して町長をはじめ執行機関などが答えることをいいます。
とう ろん 討 論	議題となっている事項が採決される前に、議員が賛成か反対かの意見を表明することをいいます。	

とくべついいんかい
特別委員会

常に設置されている常任委員会に対し、必要のある場合や特定の
ことを審査するために設置される委員会のことをいいます。訓子
府町議会では、予算審査特別委員会や決算審査特別委員会、議会
活性化特別委員会があります。

用 語		解 説
な 行	にげん だいひょうせい 二元代表制	地方自治体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度をとっており、この制度のことをいいます（国は議院内閣制）。議会は、首長と対等の機関として、地方地自体運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることが制度の在り方と言えます。
	にん き 任 期	一般選挙によって選出された議員が、その地位を有する期間のことをいいます。訓子府町議会議員の任期は4年です。
	にんてい ふ にんてい 認定・不認定	議決のうち、決算認定議案について可とすることが認定、否とすることが不認定です。

	用 語	解 説
は 行	はか 諮 る	議長が、議事を進める上で、ある事柄に対して「お諮りいたします。本件は、・・・・・・といたしたいと思います。これにご異議ありませんか」と議員の異議の有無を問う場合などに、使われる慣例的な表現の一つです。
	はつ ぎ 議	議員が議案などを提出することをいいます。
	はつ げん 言	議会の会議における発言は、提案説明、質疑、質問、討論、動議、委員長報告などで、本会議ではいずれも議長の許可が必要です。
	ひょう けつ 決	議員が議案に対して賛成または反対の意思を表明することをいいます。意見を表明する側からは「表決」といいますが、議長からは各議員の表決を採ることになり、これを「採決」といいます。表決の結果、賛否の多少により決定することを議決といいます。
	ふぎ じけん 付議事件	議案など議会で審議される事項のことをいいます。
	ふ たく 託	議案や請願を審議する場合、さらに詳しく調査・検討するために、委員会へ審査を依頼することをいいます。
	へい かい 会	会期の最終日に定例会や臨時会日程を終了することをいいます。会期中に結論を出すことができない案件については、委員長から議長に継続審査の申し出があった場合に、閉会中でも引き続き審査することができます。
	ほう しょう 報 酬	議会の議員や議長・委員長などの勤務の対価のことをいいます。議員報酬の額は条例で定められています。
	ほう ちよう 傍 聴	定例会や臨時会などの会議をその場で聞くことをいいます。訓子府町議会では、本会議についてはどなたでも傍聴できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴規則＝本会議の傍聴に関し、手続、傍聴人の守らなければならない事項などを定めている規則です。 ・傍聴席＝議会のやり取りを聞くことができる席で、議場後方にあります。（椅子は23席分。他に記者席4席）
	ほんかいぎ 本会議	全議員で構成する議会の会議のことをいいます。本会議は、その運営を議長が主宰し議場で開きます。

用 語		解 説
ら 行	りんじ かい 臨時会	定例会のほかに、臨時に開催する必要がある場合や、特定のことに限って審議するために臨時に招集される会議のことをいいます。
	りんじ ぎちよう 臨時議長	一般選挙後の最初の議会や議長および副議長がともに欠けたときなど、議長の職務を行う者がいないときに、臨時に議長の役目を行う議長のことを言います。臨時議長には議場に居る議員の最年長議員が充てられます。訓子府町議会の場合、新年度予算（骨格予算除く）を審議する予算審査特別委員会設置後、委員長を選任する前に臨時委員長を選任しますが、こちらも最年長委員を充てることになっています。 （・仮議長＝議長および副議長ともに事故があるときに議長の職務を行う者のことをいいます）
	れいげつすいとう けんさ 例月出納検査	町の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員が検査し、その結果の報告が議会に提出されます。議長は、本会議で報告事項とし、各議員に配布します。